

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）の概要

平成30年9月に土壤汚染対策法施行令（以下「法施行令」という。）及び平成31年1月に土壤汚染対策法施行規則（以下「法施行規則」という。）が改正されたことを踏まえ、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する。

1 特定有害物質

①特定有害物質（第31条関係）

「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、現行の「シス-1,2-ジクロロエチレン」と合わせた「1,2-ジクロロエチレン」として規定する。

【法施行令第1条の改正を踏まえた改正】

②地下水基準、土壤溶出量基準及び第二溶出量基準（別表第13、第15及び第17の2関係）

「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を追加し、現行の「シス-1,2-ジクロロエチレン」と合わせた「1,2-ジクロロエチレン」として規定する。

【法施行規則旧別表第一～第三（新別表第二～第四）の改正を踏まえた改正】

2 土壤汚染調査の方法

①区画方法（新規）

調査対象地が複数ある場合、当該複数ある調査対象地を一体として区画することができることとする。また、過去に行った土壤汚染調査がある場合、当該過去に行った調査対象地の起点を利用して区画することができることとする。

【法施行規則第5条の改正を踏まえた改正】

②分解等により生成するおそれのある特定有害物質の調査（第46条関係）

第一種特定有害物質の中には時間の経過により分解する物質があり、調査対象物質としてその親物質及び分解生成物が調査の対象となることを規定する。

【法施行規則第8条の改正を踏まえた改正】

親物質	分解生成物
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン

3 手続きに必要となる添付書類

① 土壤汚染調査結果報告書（第 41 条関係）

条例第 56 条第 1 項の規定による土壤汚染調査の結果を報告する者は、現行の土壤汚染調査結果報告書に加え、調査対象地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面の添付することを規定する。

【法施行規則第 1 条の改正を踏まえた改正】

② 確認申請書及び土地利用方法変更届出書（第 47 条関係）

条例第 56 条第 1 項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、現行のただし書の確認を受けるために必要な申請書に加え、条例第 56 条第 1 項本文に規定する工場又は事業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした図面を添付することを規定する。また、土地利用方法変更届出書についても同様とする。

【法施行規則第 16 条及び第 19 条の改正を踏まえた改正】

4 土壤の汚染の拡大の防止措置の方法

① 地下水汚染が生じている土地の地下水の水質の測定（別表第 17 の 3 2、4 及び 6 の項関係）

第二溶出量基準には適合しているが、土壤溶出量基準には適合せず、地下水汚染が生じている土地において、適切な評価地点を設定した上で、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えないことが確認されている場合に限り、「地下水の水質の測定」を土壤の汚染の拡大の防止措置に規定する。

【法施行規則旧別表第五（新別表第六）の改正を踏まえた改正】

② 地下水の水質の測定（別表第 17 の 4 1 の項関係）

「地下水の水質の測定」の措置を完了する方法を規定する。

【法施行規則旧別表第六（新別表第八）の改正を踏まえた改正】

③ 地下水汚染が生じている土地の措置（別表第 17 の 4 1、2、3、4(2)、5、6 及び 7 の項関係）

地下水汚染が生じている土地における「地下水の水質の測定」、「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」、「透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止」、「土壤汚染の除去」、「遮断工封じ込め」及び「不溶化」の措置において、措置を講じた後に地下水基準に適合することを評価する地点（評価地点）の設定等を規定する。

【法施行規則旧別表第六（新別表第八）の改正を踏まえた改正】